

日本知的財産仲裁センター
第26回シンポジウム「紛争解決へのAIの適用」

AIとADRによる紛争解決 —知財紛争を例に

2025年2月20日



MOMO-O, MATSUO & NAMBA

桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士
学習院大学特別客員教授
AIリーガルテック協会代表理事
松尾 剛 行



自己紹介

学習院大学特別客員教授、桃尾・松尾・難波法律事務所パートナー弁護士(60期・一弁)。
NY州弁護士、法学博士、慶應義塾大学特任准教授、AIリーガルテック協会代表理事、
リーガルテック企業プロダクト・アドバイザー
ITストラテジスト試験、情報セキュリティスペシャリスト試験、プロジェクトマネージャ試験
合格。

- ◆ 『ChatGPTと法律実務』(弘文堂、2023年)
- ◆ 『紛争解決のためのシステム開発法務ーAI・アジャイル・パッケージ開発等のトラブル対応ー』(共著、法律文化社、2022年)
- ◆ 『AI・HRテック対応 人事労務情報管理の法律実務』(弘文堂、2019年)
- ◆ 『キャリアデザインのための企業法務入門』(有斐閣、2022年)
- ◆ 『法学部生のためのキャリアエデュケーション』(有斐閣、2024年)



松尾剛行『生成AIの法律実務』(弘文堂、2025年)刊行予定



目次

- 第1 はじめに
- 第2 AIが紛争解決の現場を混乱させる
- 第3 AIの支援を得て紛争を解決する
- 第4 AI時代に活躍する知財関係者の姿
- 第5 終わりに



第1 はじめに



知財紛争を含む紛争解決の分野にAIが入りつつある。もちろん、ODRのようにうまくAIの支援を得るという方向性もあるものの、同時に、訴訟を中心に**紛争解決の現場を混乱させるようなAIの使われ方**もある。

本講演では、まず、AIが現にどのように紛争解決の現場を混乱させつつあり、それに対してどのように対策を講じるかを述べ(第2)、その後、どのようにAIによる支援を受けて適切に紛争を解決するかを論じる(第3)。最後に、参加される皆様は、弁理士、知財弁護士、企業の知財パーソン等と理解しているので、それぞれの類型ごとにどのように紛争解決の側面でAIをうまく使えるようになるかについて補足する(第4)*。

* なお、本稿は、2024年11月26日東京地方裁判所民事研究会主催の研修にて行った「AIと民事手続」という講演、松尾剛行『生成AIの法律実務』(弘文堂、2025年)及び松尾剛行「司法のAI化と一統治機構の機械化と法研究の一環として」早稲田大学Law&Practice18号掲載予定に基づく。



第2 AIが紛争解決の現場を 混乱させる



1 はじめに

生成AIが紛争解決の現場を混乱させるのは生成AI出現直後に始まっている。例えば**NY弁護士が生成AIの吐き出した、架空の裁判例を準備書面に記載してペナルティを受けた事案**は、『ChatGPTと法律実務』にも記載したように既に周知の事実であろう。以下では、比較的最近問題となった事例を検討することで、AI時代における弁護士、弁理士、知財パーソン等の「プロ」の役割に対する示唆を得たい。



2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(1) はじめに

知財とAIに関心を持つ皆様はAIが発明者になることができないとしたダバス事件(知財高判令和7年1月30日、東京地判令和6年5月16日)のことはご存じだろう。紛争解決におけるAIの影響を理解する上では、女子プロレスラー事件と言われる大阪地判令和6年8月30日裁判所HP(2024WLJPCA08309001)も重要である。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(2) 事案の概要

この事案は誹謗中傷により自殺した有名な女子プロレスラーの遺族が、特定のツイッター(当時。現X)アカウントが違法投稿を行ったとして、当該アカウントからの投稿のスクリーンショットとされる画像(以下「本件画像」という。)を根拠に発信者情報開示手続を行い、当該アカウントの保有者(以下「保有者」という。)を突き止めたことから、保有者に対して損害賠償を請求して訴えたところ、保有者は身に覚えがないとしてむしろ不当訴訟を理由に遺族やその代理人弁護士を訴えた。この事案では第三者が本件画像を遺族に提供し、その結果としてそれを信じて提訴したところ、結果的には本件画像が捏造されたものであった。



2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(3)裁判所の判断

保有者から遺族らに対し、不当訴訟を理由とした損害賠償請求が認められるかについて、裁判所は、最高裁判例（最判昭和63年1月26日）に従い、**通常人であれば保有者が故女子プロレスラーを誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たか否かを基準とするとした。**

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(3)裁判所の判断

そして、以下のとおりこれを**容易には知り得ない**とした。つまり、本件画像については、それがツイートに対する返信の画像のはずであるにもかかわらず、返信であれば表示されるはずの返信先や投稿日時が本件画像には表示されていないといった事情は存在するとした。しかし、これらの表示が返信投稿の外観上主要な構成要素であるとまではいえないこと等に照らすと、本件画像が一見して明らかに捏造されたものであるとはいえない。そして、当時、スクリーンショットを用いたツイートの捏造が容易であることが指摘されるなどしていたとしても、**捏造された画像のために権利侵害を行っていない者が誤って提訴されたといった事案が知られていたとは認められない**こと等に鑑みると、直ちに本件画像が捏造されたものであることを疑うべきであったとまではいうことができない。なお、検索エンジン等で検索すれば、本件画像が捏造されたものであることを指摘するツイート等を容易に発見することができたとの主張については、必ずしも容易に発見し得たか否かは必ずしも明らかでない上、仮にこれらが発見したとしても、それ自体も信頼性の明らかでないインターネット上の情報にすぎないことからすれば、これをもって直ちに本件画像が捏造されたものであると断ずることはできないとした。その結果として、訴え提起の時点において、通常人であれば本件画像が捏造されたものであることを容易に知り得たとまでは認められないとした。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(3)裁判所の判断

その上で、発信者情報開示請求手続において保有者が投稿を否定していたことや、代理人がインターネットの誹謗中傷に詳しく発信者情報開示請求に関する著作も複数ある弁護士であること等をも踏まえた検討の結果、なお、通常人であれば保有者が故女子プロレスラーを誹謗中傷した事実がないことを容易に知り得たとは言えないとした。

そこで、権利等が事実的、法律的根拠を欠くものであることを知りながら又は通常人であれば容易にそのことを知り得たといえるのにあえて訴えを提起したとはいえず、ほかに、かかる訴えの提起が裁判制度の趣旨目的に照らして著しく相当性を欠くというべき事情も認められないため訴えの提起が違法な行為ということとはできないとした。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(4) 教訓—「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で関与する専門家(弁護士・弁理士)の注意義務？

女子プロレスラー事件の本件画像がAIによるディープフェイクか、昔ながらのいわゆる「フォトショップ合成」の事案かは明らかではない。しかし、いずれにせよ、リアルな問題として弁護士(および付記弁理士)は「依頼者がディープフェイクを作成して提供する」「第三者がディープフェイクを作成し、それを弁護士に直接提供したり、依頼者を通じて提供したりする」といった状況を想定すべきことを示唆する事案である。

ここで、画像のみに注目すべきではない。音声も、15秒本物の声を録音すればその人そっくりの音声を合成できる、動画も顔だけを入れ替えることができるといった技術が確立しつつあり、「ディープフェイク画像」だけではなく、証拠一般に「ディープフェイク」が作成され得ると認識すべきである。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(4) 教訓—「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で関与する専門家(弁護士・弁理士)の注意義務？

このような場合の専門家責任を考える上では、基本的には、専門家として尽くすべき注意義務が何か、それをその事案において尽くしていたかが問題となるだろう。

そして、やはり、①一見してフェイクと分かる、②客観的にみて具体的疑義がある、③(後からそれがディープフェイクといわれればなるほどとなるかもしれないものの、)具体的な疑義までではない、というもののいずれであるかによって専門家として尽くすべき注意義務の内容が変わるだろう。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(4) 教訓ー「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で関与する専門家(弁護士・弁理士)の注意義務？

①であれば決してそのような証拠を本物として提出してはならないし、②であれば、**追加的調査を行って、疑問を解消してから提出すべき**である(疑問が解消されない限り提出すべきではない)。③の場合には提出すること自体はやむを得ないだろう(但し、例えば相手からフェイクと指摘された後も漫然と何も対応しなくても良いかというのは別問題であろう)。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(4) 教訓—「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で関与する専門家(弁護士・弁理士)の注意義務？

何を持って②とするかは微妙なところがあるが、その画像そのものに加え、**証拠関係に照らしてどのような位置付けを占めるか**という観点からは、客観的な疑義の有無の観点から重要となるだろう。即ち、他の証拠関係が、特定の事実を否定する方向なのにもかかわらず、突然それを肯定する画像等が提供されたのか、それとも、当該画像は他の証拠とも整合的なのかは重要であろう。また、**提出時期や経緯**、例えば控訴審段階で突然決定的な画像が出てくるといったものも客観的な疑義があると認定されやすい事情であろう。

2 女子プロレスラー事件とディープフェイク時代の専門家の注意義務

(4) 教訓—「ディープフェイク」が紛争解決の現場に登場する中で関与する専門家(弁護士・弁理士)の注意義務？

なお、今後はウォーターマーク(電子透かし)が利用されるようになり、機械的にAI生成画像だと分かった場合には、それをもって①として位置付けられるということにはなるだろう。しかし、ウォーターマーク(電子透かし)は技術的には除去が可能である。その結果、ウォーターマーク(電子透かし)がないからといって、ただちに③にはならず、他の事情を総合すればなお②という場合はあり得ることに留意が必要である。

いずれにせよ、**弁護士(および付記弁理士)は「ディープフェイク」時代において、紛争解決手続、例えば裁判手続やADR手続きにおいてそのような捏造された資料を証拠として提出しないよう留意が必要である。**

3謝罪文AI作成事件と専門家がAIを利用可能な範囲

(1)事案の概要

刑事弁護人が、依頼者である被疑者（性犯罪で摘発）がうまく謝罪文を書けないので、生成AIで謝罪文を書いてしまった*。

* <https://www.yomiuri.co.jp/national/20240405-OYT1T50081/>



3謝罪文AI作成事件と専門家がAIを利用可能な範囲

(2) 謝罪文の意味

謝罪文という紙そのものには独自の意義はない。本来、謝罪文が意味を持ち得るのは、被疑者が真に反省していることが重要であるところ、謝罪文はその被疑者の反省を示すものとして、その限りで意味を持つ。ところが、生成AIで謝罪文を生成すればその意義が完全に失われてしまう。謝罪文をAIで生成して、それでよしとする態度は不適切な弁護活動と言わざるを得ないだろう。もちろん、生成AIをアイデア出しの際に参考にする等、刑事弁護の過程における1つの参考資料として生成AIを使うこと自体がただちに否定されるものではない。ただ、被疑者が事件に向き合って真に反省する、という本質を没却するような利用方法は失当である。



3謝罪文AI作成事件と専門家がAIを利用可能な範囲

(3)教訓-AIを利用すると意味がなくなる部分にAIを利用することは許されない

これはあくまでも一つの場面の話に過ぎないものの、要するに紛争解決の局面において、AIを利用すると意味がなくなる部分にAIを利用することは許されないということを示す例である。

紛争解決においてAIを利用することは可能であり、**正しい利用方法で支援を受ければ、第3で後述するとおり、大いにAIは役に立つ**。しかし、「反省したか否か」が決定的に重要な謝罪文の場面でChatGPTを利用することで「反省した外観を作出」するような、その趣旨を没却する利用は許されない。高い倫理規範を遵守すべき弁護士・弁理士としてこのような点には十二分に留意すべきである。

4紛争解決の現場を混乱させない「ゲートキーパー」としての専門家の役割

(1) 専門家が現場を混乱させるような利用をすることはもちろん許されない

当然のことながら、専門家がAIを利用して紛争解決の現場を混乱させてはならない(典型的には上記2の謝罪文作成事案)。特にAIについては現時点では社会受容性が高まりつつあるものの、AIを警戒する人も少なくない。そのような中、AIの不適切な利用が行われれば、更なる警戒を招き、AIの利用に大きなブレーキがかかってしまうかもしれない。そうすれば、利便性が高く、弁護士・弁理士・知財パーソンの業務を効率化し高度化する可能性のあるAIの便益を享受できなくなってしまう。

4紛争解決の現場を混乱させない「ゲートキーパー」としての専門家の役割

(2) 専門家こそが吟味能力を発揮して問題のあるAI生成物等を排除する

そして、そのような前提の下、第三者が問題のあるAI生成物等を弁護士・弁理士等の専門家に提供しても、そこは**専門家が吟味能力を発揮して排除**していかなければならない(典型的には上記1の女子プロレスラー事件)。もちろん、その時点その時点における注意義務を尽くしても分からないということ自体はあり得ると思われるが、そのような事案が一度起これば業界で再度確認し、再発防止が検討される。その結果として、「当時」であれば注意義務違反ではなかった場合でも、再発防止策が講じられた「その後」は同様の事案においてAI生成物を見逃すことが注意義務違反となり得る。

4紛争解決の現場を混乱させない「ゲートキーパー」としての専門家の役割

(3) 当事者主義からは、相手方(本人訴訟のことも)の提出する問題のある事実や証拠に異議を出すのも代理人等の仕事
加えて、特に証拠や事実に関するものは、一方当事者がAI生成物等を証拠として提出し、問題ある事実主張をした場合には、**まずは相手方当事者が異議を出すべき**である。例えば民事訴訟手続であれば書証として提出された証拠について真正を否定し、真正立証を求める等である。この点は、もし相手方当事者に異議がなければ、裁判所としてそのような事実があったことを前提に判断をしてしまう可能性があることから、「自らが提出しない」だけでなく、他方当事者(本人訴訟のことも)が提出する問題のあるAI生成物に対する対応を行う必要がある。



4紛争解決の現場を混乱させない「ゲートキーパー」としての専門家の役割

(4) 裁判所や(JIPACを含む)ADR機関が、生成AI時代を念頭においた紛争解決手続のルールを策定することが急務

そしてこのような観点を踏まえ、裁判所や(JIPACを含む)ADR機関が、生成AI時代を念頭においた**紛争解決手続のルールを策定**することが急務である。

具体的には以下のようなものが考えられる。

4紛争解決の現場を混乱させない「ゲートキーパー」としての専門家の役割

(4) 裁判所や(JIPACを含む)ADR機関が、生成AI時代を念頭においた紛争解決手続のルールを策定することが急務

- ・手続において、**生成AIを利用することができない部分**があればそれを明示する(例えば、証人尋問において証人がリアルタイムで生成AIのサポートを得て回答を考える等を禁止することが考えられる。かつ、代理人がついていない場合に手続に生成AIを利用することを禁止し、生成AIを利用するのであれば、弁護士・付記弁理士である代理人の精査を要求するという自体は生成AIのリスク回避のためにあり得るルールかもしれない。)
 - ・それ以外の生成AIの利用そのものがただちには禁止されない箇所について、**生成AIを利用する場合の方法や制限**について明示する(例えば、プロが実質的に関与しない生成AIの利用を禁止する、実質的関与として確認・精査を挙げ、自己が生成AIを利用する場合と第三者の手によるAI生成物を利用する場合に応じて具体的な確認・精査上の留意点を明記する等)
 - ・**生成AIの利用の有無や範囲等の明示義務**等も検討するべきである(例えば、証拠に関し生成AIを利用した場合に証拠説明書上に何らかの説明をさせる等)
- 当該ルールに違反した場合のペナルティ等も検討すべきである。
- このような、ルールに則った紛争解決手続における適切な生成AIの利用が行われることで、生成AIのプラスの影響が最大化し、マイナスの影響が最小化するだろう。



第3 AIの支援を得て紛争を 解決する



1 はじめに-二つのモデル

(1)モデル1-速い安いというまい？AIに解決を「お任せ」する

例えば、ネットオークションで買った3000円の商品が壊れており返金を求めたら「元々は壊れてなかった、届いてから壊れたのでは？」と言われて返金に応じてもらえないというトラブルについて、なかなか紛争解決手続を利用して解決ということには躊躇するだろうが、「泣き寝入り」も嫌だ。その中で「AIが返金額を1500円と決めました」というのは完全に納得はいかないだろうが、迅速かつ安価に紛争が解決するという意味で一定以上の価値があるだろう。eBay等で行われるODR(オンライン紛争解決)では、AIを利用して大量の紛争解決が迅速に行われている。

1 はじめに-二つのモデル

(2)モデル2-人間が中心となって紛争解決をする際に支援を受ける
とはいえ、例えば知財紛争について、なかなかこのモデル1に該当
する例は多くはなさそうである。むしろ重要な、ある意味では「AIだけ
に任せられない」事案が多いのではないか。だからこそ、知財紛争
の解決には、弁護士・弁理士・知財パーソン等の知財のプロが引き
続き重要な役割を果たす。しかし、そのような事案の紛争解決にお
いてAIが利用されないとはおよそ考えられない。むしろ、専門家の
「支援」として利用されることが想定される。以下ではそのようなモデ
ル2, つまり**支援としての利用**における課題を検討する。



2「何を」支援するか？

(1) 事実・証拠等

まず、その事案における具体的事実が何かについて生成AIが支援することが考えられる。例えば、録音がある場合に生成AIで文字起こしを行う、(争点に即して)重要な記載・発言をピックアップする、大量の資料から時系列表を作成する(これは三番目の「書面に落とし込む」に分類されるかもしれないが、ここでは、法的三段論法に即した落とし込みを「書面に落とし込み」としている)等、様々な支援が期待される。

2「何を」支援するか？

(2) 法律・判例等

次に、適用される可能性のある法律の存在やその解釈、先例等の「規範」のリサーチについて生成AIが支援することが考えられる。もちろん、ChatGPTに単に質問をしただけで、その結果を検証もせずにそのまま訴訟書面に貼り付けると、第2で述べた**ChatGPTが創作した架空の判例を準備書面に記載してペナルティを受けたNY州の弁護士**のようなことになってしまう。しかし、いわゆるリサーチに関するリーガルテックは、弁護士等が利用する法律書・判例・法律雑誌等を踏まえたものとなっている。そうすると、それぞれのプロダクトに応じた適切な確認・検証がされる限りにおいて、このような支援を受けることは十分にあり得るところである。

2「何を」支援するか？

(3)落とし込み(例えば仲裁人が方向性を決めた後の仲裁判断への落とし込み)

さらに、訴状、答弁書、準備書面、判決書等の書面や、期日での口頭の質問や回答等についても生成AIによってドラフト等の支援がなされることが期待される。すなわち、事実と規範が明らかになれば、生成AIは法的三段論法に基づく説明に少なくとも外観上類似した説明を生成することが可能であり、書面形式の落とし込みを行うことができる。もちろん、これは人間の法曹の行う法的思考過程の記述と外形的に類似したものを作成するに過ぎず、実際にAIがそれと同じ推論をしているものではない(むしろChatGPTの原理であるTransformerモデルなら、次に来る可能性の高い単語を生成するのであり、人間の法的推論とは大きく異なる。)。現状も、高度な議論ができるというよりは、いわば書式に事案を埋めるという程度のものである。しかし、結果的には、「下書き」「叩き台」が作成可能である。そして、今後は精度がますます向上すると予測され、(リサーチ機能で自動的に関連する裁判例を集めた上で、)最初に最高裁の規範、次に下級新裁判例を踏まえた下位規範を示し、それに対し、本件の事情を当てはめるといった、表面上の記載だけを見れば「よく書けた仲裁判断」と見られるようなものを作成することができるようになってもおかしくない。

3「誰を」支援するか？

(1) 弁護士・付記弁理士

生成AIは今後、知財紛争解決プロセスにおいて代理人である弁護士・付記弁理士を様々な面から支援していこう。弁護士・付記弁理士は試験に合格して能力が保証されており、**当該紛争解決手続において「何があるべき事実・法律・書面等であるか」を基本的に理解しているはず**である。これが意味するところは、生成AIが時にはハルシネーションを含む誤ったものを生成しても、それを弁護士・付記弁理士が確認・検証することで、適切なものとすることができる可能性が高い、ということである。そうであれば、そのようなしっかりとした確認・検証が行われる前提で生成AIに支援を行わせることの弊害は少なく、その便益は生成AIの能力が向上するにつれ、高まることが期待される。逆にいうと、生成AIの便益を真に享受するためには、そのような確認・検証能力を有する者において利用を行うことが重要である。

3「誰を」支援するか？

(2) 裁判官・調停人・仲裁人

裁判官・調停人・仲裁人も同様の意味で**確認・検証能力を有する者**であって、適切に生成AIの支援を受けることができる。

例えば、長大な主張書面が交わされる事案では、それぞれの議論の関係の理解のため時間がかかることはあり得る。しかし、AIの支援を受けることで、主張の対立構造を浮き彫りにすることができるようになるかもしれない。また、仲裁判断の結論やロジックは仲裁人が決めた上でそれをどのように判決文に表現するかという部分を生成AIに支援してもらうといった支援も期待できるだろう。

3「誰を」支援するか？

(2) 裁判官・調停人・仲裁人

このような生成AIの支援を受けることで、人間の裁判官・仲裁人等こそが行うべき、**より重要な考察や判断に集中**することができるようになるだろう。

とはいえ、実質的に裁判官ではなく生成AIが判断するという状況が万が一発生してしまえば、仲裁判断に「仲裁人が署名」する（仲裁法39条1項）等、自然人である仲裁人が前提となる諸規定との関係で問題となる（流石にロボットで判子を押せばいい訳ではないだろう*。）。その意味で、裁判官・仲裁人等による生成AIの利用は、常に人間が実質的に判断を行うと言える状況の下で行われるべきである。



3「誰を」支援するか？

(3) 書記官・ADR機関

書記官・ADR機関は、その事務手続の多くを生成AIにより支援を受けるだろう。例えば、ADR機関を念頭に置けば、**手続相談業務、仲裁人・調停人の選任、(被申立人の同意のない仲裁における)被申立人の説得、手数料の算定、事務連絡書面ドラフト、苦情相談等**は大いにAIが支援するだろう。

書記官・ADR機関は、まさにこれらの業務のプロであり、確認・検証能力があることから、適切にAIを利用してその恩恵を受けることができる。



3「誰を」支援するか？

(4) 知財パーソン

知財パーソンも知財のプロフェッショナルである。例えば自社の知財の侵害に対して通告書を送付する場合等は、案件によってはもちろん弁護士等に依頼するが、自社内で通告書を作成・送付することもあるのではないか。今後はAIの支援を受けることで、一定の事案に関して自社内でより高度な通告書のドラフト等の利用が期待される。

3「誰を」支援するか？

(5) 本人？

当事者、典型的には本人訴訟の当事者が生成AIを利用して書面を作成する状況は確かに全く想定できないわけではない。しかし、既に繰り返した通り、確認・検証を行うことができる能力がない人が生成AIを利用するには問題がある。例えば、生成AIが創作した架空の判例を準備書面に掲載する等で、民事訴訟手続に混乱が生じさせる可能性がある。そこで、**弁護士ではない当事者に対して直接紛争に関するリーガルテックを提供することにより、一定の弁護士法の問題が生じることに加え、民事手続法の観点から、当事者による利用を一定範囲で制限すべきである。**

4 紛争解決手続ごとの相違

(1)交渉

交渉の場合には、民事交渉であっても(民訴法132条の2以下の訴えの提起前における証拠収集の処分等を除き)必ずしも民事訴訟法その他の手続法の制約を受けないことが重要である。そこで、当事者の生成AIの利用を、例えば、訴訟指揮権(民訴法148条)を根拠に制約することはできない。とはいえ、民事実体法(や刑法)の適用はあることから、例えば、**生成AIで捏造した証拠に基づき和解をした場合、当該和解が錯誤取消し(民法95条)等の対象となる可能性がある。**

4 紛争解決手続ごとの相違

(1)交渉

なお、生成AIが行う判決予測に基づき事前にこの事案ではこの幅の判断になるだろう、という推測をした上で、その範囲で折り合いをつけるように試みることが訴訟前交渉の定番になる可能性は高い。例えば「損害賠償はおおむね400万円から600万円の間」だと生成AI判決予測ソフトが示した場合「**その間で折り合いをつける**」形で交渉がまとまる可能性は高い。但し、十分に理由が示されない生成AIであれば、生成AI判決予測ソフトAは勝訴率90%、ソフトBは勝率10%等という異なる結果を示し、その理由がわからないため、第三者の判断を求める必要があるという場合もあるだろう。また、定評のある生成AI判決予測ソフトは過去の判決から勝率10%という評価を出しているものの、どうしても判例変更をすべき事案だとしてあえて裁判所に行く場合もあるだろう。

4 紛争解決手続ごとの相違

(1)交渉

将来的には、裁判所・仲裁機関として定型的・機械的に判断できる分野においてはそもそも訴訟外の和解で解決し、提訴がなされない可能性が高まるだろう。そこで、そうではない、**判断が難しい分野（AIの評価が分かれる分野）や、判例変更が求められるもの等のまさに「人間の叡智が試される分野」において人間の判断を求めて裁判所や仲裁機関に行くことが増えると予測される。**

4 紛争解決手続ごとの相違

(2) 訴訟

民事訴訟においては、民事訴訟法が適用されることから、そのような手続法に基づき、生成AIの利用に対して厳格に対応することが可能となる。例えば、民訴法は証拠能力において一定の制限を設けている。例えば、提出された証拠が文書であれば、「文書は、その成立が真正であることを証明しなければならない」(民訴法228条1項)。そこで、例えば、**契約の締結の有無が争われる場合において、契約書らしきものが証拠提出され、これに対し、契約の締結を否定する当事者側が「生成AIで作成した偽物だ」と主張する場合には、いわゆる二段の推定等に基づき偽物か本物かが判断され、真正との証明がされなければ、証拠としては用いることができないということになるだろう。**



4 紛争解決手続ごとの相違

(2) 訴訟

なお、例えば裁判所の**訴訟指揮権（民訴法148条）**の行使として、生成AIの利用を禁止すること自体はあり得るように思われる。また、今後は、法改正により第2・4(4)のような内容が入るかもしれない（なお、現時点でも裁判所の訴訟指揮権で第2・4(4)のような内容の一部を実現することは可能かもしれない）。

4 紛争解決手続ごとの相違

(3)ADR

仲裁を念頭に置くと、流石に「AIを仲裁人に選任する」ことは現行仲裁法の立て付けでは困難である。しかし、**AIを手続に利用することは可能**である。以下それぞれの段階ごとに様々な場面でのAIの利用が考えられる。

【仲裁手続開始前】

仲裁合意(を含む契約書)の作成過程におけるAIの利用(AIドラフト、AIレビュー)

仲裁合意の内容としての「AIを活用して仲裁手続を遂行する」との合意

【仲裁手続】

仲裁申立書のドラフティング支援

リーガルリサーチ支援

仲裁機関の支援(申立書審査、仲裁人選任、仲裁判断の誤字脱字等のレビュー等)

仲裁人選任支援

証拠開示(開示すべき証拠の選定、意見が分かれた場合の仲裁廷の判断等)の支援

尋問手続の支援(トランスクリプト作成、関連証拠提示、関連証拠との矛盾抵触可能性の提示等)

和解協議の支援

仲裁判断への落とし込みの支援

【執行・取消】

承認・執行を求められた裁判所における要件充足性の判断の支援

取消を求められた裁判所における要件充足性の判断の支援



第4 AI時代に活躍する知財 関係者の姿



1 AI時代の知財弁護士

知財弁護士はAIやリーガルテックのリテラシーを持つ必要がある。特に、AIの弱点を知って、確認・検証を行うことができる必要がある。例えば、リーガルテックは一見もっともらしい結果を提示するかもしれない。しかし、その「もっともらしい」結果が本当にもっともなのか、それとも、ハルシネーション(幻覚)なのかを見極め、見定めることができないといけない。

1 AI時代の知財弁護士

当職を代表理事とする業界団体である、AI・リーガルテック協会は2025年1月10日に「リーガルテックとAIに関する原則」として①コンプライアンス、②Lawyer-in-the-loop、③データ保護および④サービス理解増進の4原則を公表した*。これは、ベンダ向けの原則ではあるが、特にサービス理解増進原則の意味は、利用者としてそのサービスをよく理解し、AI・リーガルテックを適切に利用することの重要性を示している。

逆に言えば、このようなAIのリテラシーを身につけ、AIだけではできないことができる知財弁護士は、AI時代においても引き続き活躍することだろう。

* <https://ai-legaltech.org/legaltech-ai-principle>



2 AI時代の弁理士

弁理士は、知財テックといった様々なAIや最新のテクノロジーの恩恵を受け、その業務の効率化と高度化を実現するだろう。リサーチ、書面への落とし込み、翻訳等の多くの業務は、少なくとも近未来にAI・知財テックが大幅に弁理士を支援するようになるだろう。これまではある意味では人の手で「アナログ」でやっていた業務が大幅にDX化される時代においては、まずはその確認・検証が重要となる。例えば、AIの提示する説明をそのままコピーした場合、ハルシネーションで存在しない先行技術を挙げてしまう、といった問題が生じることから、しっかりと確認・検証する必要がある。

とはいえ、徐々に確認・検証の必要性が減る中で、どこに付加価値を発揮するかが重要となるだろう。例えば、知財戦略の部分や（付記弁理士としての）紛争解決等はAI化が進んでも、引き続き人間の弁理士の能力が必要となるだろう。

3 AI時代の知財パーソン

知財パーソンの行う業務のうち、自社技術が権利化できるかや侵害していないかに関する先行技術の調査と、自社の知財を他社が侵害していないかの調査等を行う部分は、AI・知財テックに大いに支援されるだろう。これまで、**知財パーソンは、社内に対応するか、特許事務所に委託するか、(内容により)法律事務所に委託するか、という誰に対応してもらうかを決めてその管理(アウトソーシングマネジメント)を行っていたものと思われる。当職は、その管理の対象にAI・知財テックが追加される**というイメージを持っている。「この類型」であればまずはAI・知財テックで下調べした上で、その先は自分たちで等、案件に応じた使い分けを行い、また、全部を丸投げするのではなく、成果物の確認・検証等、自分たちの役割を分担していく。AI・知財テックに対してそのような管理を行うことができるだけのAIのリテラシーや確認・検証能力が必要である。また、徐々に確認・検証の必要性が減る中で、どこに付加価値を発揮するか、例えば、知財戦略から経営戦略に寄せていくとか、技術開発の現場に出向いて様々な知財の種を拾う等、これまではリソースの関係でやりたかったけれどもできなかった「重要なこと」を行い、付加価値を発揮していくことになるだろう。



第5 終わりに

AI時代においては、ある意味では、紛争に関与するプロフェッショナル（弁護士・弁理士・知財パーソン等）によるAIの使い方次第で「AIによる混乱が生じる」のか「AIによって高度な支援を受けて効率化・高度化が実現するか」が変わる。そのような時代においてAIのリテラシーは前提となり、その中でどのような付加価値を発揮するか、キャリアデザインが重要となる。



ご清聴ありがとうございました！

桃尾・松尾・難波法律事務所
パートナー弁護士 松尾剛行